

A22 受け取った保険金は、課税の対象にはなりません。また、新しい診療所の建築費用に係る消費税は、仕入税額控除することができます。

(1) 災害時

資産の廃棄、盗難または滅失があった場合、法人税法では雑損失として当期の損金となりますが、消費税法上は課税の対象にはなりません。

(2) 保険金受取時

保険金は保険事故の発生にともない受け取るもので対価性はありません。よって、受取保険金は法人税法では雑収入として当期の益金となりますが、消費税法上は課税の対象にはなりません。

(3) 建築代金支払時

課税仕入等に係る資産が減価償却資産に該当する場合であっても、その資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間において、仕入に係る消費税額の控除の規定が適用されることとなっています。よって、法人税法では、新診療所建築費用を建物として資産に計上し、その資産について減価償却費として当期以降損金として計上していくこととなりますが、消費税法では、新診療所を取得した時に新診療所建築費用に係る消費税額を控除することになります。

なお、法人税法において保険金等で取得した資産等について圧縮記帳を適用した場合においても消費税法上の取扱いは同様となります。